

大分市幼児教育・保育振興計画（案）

報 告 書

平成30年10月5日

大分市幼児教育の振興並びに市立幼稚園
及び保育所の在り方検討委員会

目 次

1. 策定の趣旨	3
2. 計画期間	4
3. 点検・評価	4
4. 基本理念	5
5. めざす子ども像	5
6. 施策の展開	7
基本方針1 乳幼児期の教育・保育の充実	7
【重点施策1】 「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育・保育の充実	7
【重点施策2】 特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実	9
【重点施策3】 カリキュラム・マネジメントの充実	11
基本方針2 円滑な接続に向けた幼保小連携の推進	13
【重点施策1】 園児と児童の交流活動の充実	13
【重点施策2】 幼児教育・保育施設間の連携の推進	14
【重点施策3】 幼児教育と小学校教育の相互理解に基づいた育ちや学びの接続	14
基本方針3 家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実	16
【重点施策1】 開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進	16
【重点施策2】 地域の教育資源を生かした幼児教育・保育の充実	17
【重点施策3】 子育て支援の充実	19
基本方針4 幼児教育・保育施設の教職員の資質の向上	21
【重点施策1】 実践的指導力の向上を図る園内研修の充実	21
【重点施策2】 園外研修の活用による専門性の向上	22
【重点施策3】 自己研鑽及び自己評価の推進	23
基本方針5 市立施設と私立施設の連携推進と振興	24
【重点施策1】 市立施設における拠点施設機能の充実	24
【重点施策2】 私立施設の振興	26
【重点施策3】 市立施設と私立施設の連携	27

*本振興計画においては、「幼児教育・保育施設」「教職員」を次のとおり定義する。

- ・「幼児教育・保育施設」：幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設を総称している。
- ・「教職員」：幼児教育・保育施設の施設長、幼稚園教員、保育士、保育教諭、看護師、栄養士、調理員等職員をいう。

1. 策定の趣旨

「人格の完成」を目的とする教育は、子どもたち一人ひとりの多様な個性や能力を開花させ、個人の人生を豊かなものにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤となるものです。とりわけ、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な役割を担っており、すべての子どもたちが、その発達に応じた乳幼児期の教育・保育を受けることで「生きる力」の基礎をはぐくむことが大切です。

このような中、国においては、新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を平成 30 年度から施行しており、幼児教育・保育における「育みたい資質・能力」を踏まえつつ、子どもの発達に応じた指導を行う際に考慮することとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を示しています。

本市においては、現行の「大分市幼児教育振興計画」が平成 30 年度に計画期間の最終年度を迎えるにあたり、平成 29 年度の機構改革により幼児教育と保育の一体的な提供を目的として設置された子どもすこやか部において新たな振興計画の策定作業を行うことに鑑み、本市の幼児教育・保育の現状と課題を踏まえた検討を行う中、平成 31 年度から 10 年間の幼児教育・保育の指針となる「大分市幼児教育・保育振興計画」を策定することといたしました。

本計画は、国の幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（定）を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024」に基づく「大分市教育ビジョン 2017」との整合性を図り、本市幼児教育・保育の「基本理念」及び「めざす子ども像」、そして基本理念の実現に向けた 5 つの「基本方針」を示しました。また、基本方針のもとで進める「重点施策」や「具体的取組」を明らかにし、すべての教育・保育施設、地域、家庭及び行政が共通の認識のもとで連携・協働して取り組む計画としました。

2. 計画期間

本振興計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2028 年度までの 10 年間とし、中間年で評価を行います。

また、計画の期間中においても、国や県の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3. 点検・評価

本振興計画に示した取組の方向性や具体的取組等について年度ごとにその進捗状況を点検・評価し、各施策の展開の仕方について、必要な見直しを図ります。

2019年度 (H31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
大分市幼児教育・保育振興計画 ●基本理念 ●めざす子ども像 ●基本方針（2019年度～2028年度間共通）									
I 期（2019年度～2023年度）					II 期（2024年度～2028年度）				
○重点施策 ○取組の方向性 ○具体的取組					○重点施策 ○取組の方向性 ○具体的取組				

4. 基本理念

本計画は、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」の個別計画である「大分市教育ビジョン2017」との整合性を図る必要があります。幼稚園や保育所、認定こども園等の幼児教育・保育施設、家庭、地域との連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくむことをめざし、基本理念を次のとおりとします。

豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

5. めざす子ども像

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての子どもたちがその発達に応じた教育・保育を受けることで、心身ともに健康で個性豊かな育ちを身につけ、「生きる力」の基礎をはぐくむことが大切です。

「生きる力」とは、変化の激しい社会において、さまざまな人と協調しつつ、自立的に社会生活を送っていくために必要となる、人間としての実践的な力であり、乳幼児期の教育・保育においては、「生きる力」の基礎をはぐくむため、その時期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、「育みたい資質・能力」^{※1}を一体的にはぐくんでいくことが大切です。

本市では、「生きる力」の基礎を3つのキーワード、すなわち、子どもの主体性や好奇心、探究心に満ちた姿を「いきいき」と、子どもが相手を思いやりながら、言葉による伝え合いや自己表現する姿を「のびのび」と、子どもが日々すこやかに成長し、見通しをもって生活しようとする姿を「すくすく」と表現し、具体的な子どもの姿を示したうえで、めざす子ども像を次のとおりとします。

笑顔かがやく たくましい 大分っ子
～いきいき のびのび すくすく～

「笑顔かがやく」… 一人ひとりが日々の生活を楽しくすごす姿

夢や希望をもって生きる姿

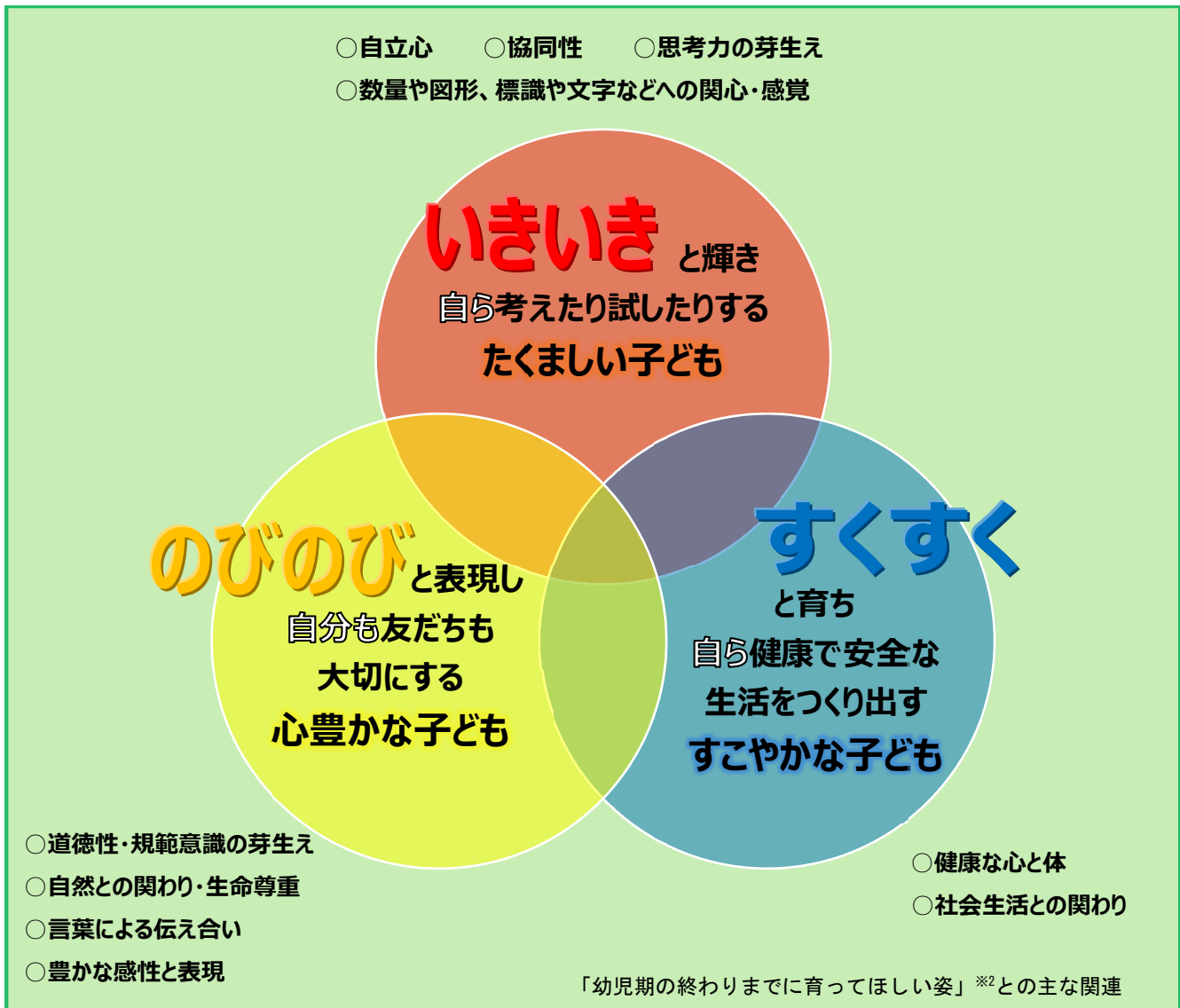
「たくましい」…… 物事に粘り強く取り組む姿

試行錯誤し、挑戦する姿

「大分っ子」…… 郷土を愛し、地域の人々に愛される子ども

※1 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」をいう。

◆めざす子ども像のイメージ◆



めざす子どもの姿	具体的な子どもの姿
いきいきと輝き 自ら考えたり試したりする たくましい子ども	身近な環境に主体的に関わりさまざまな活動を楽しむ中で、気付いたり、考えたり、予想したり、工夫したりしながら粘り強く取り組むことで達成感を味わい自信をもって行動するようになる。また、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けてやり遂げるようになる。
のびのびと表現し 自分も友だちも大切に する心豊かな子ども	友だちとさまざまな体験を重ねる中で、相手の立場に立って行動するようになるとともに、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いや表現する喜びを味わうようになる。また、自然に触れて感動する体験を通して、身近な動植物を命あるものとしていたり、大切にす気持ちをもって関わるようになる。
すくすくと育ち 自ら健康で安全な生活を つくり出す すこやかな子ども	自己を十分に発揮して遊びや生活を楽しむ中で、心と体を十分に働かせ、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。また、地域住民と触れ合う中で人とのさまざまな関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。

※2 平成30年4月に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で新たに示されたねらい及び内容に基づいて、各幼児教育・保育施設で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、教育・保育において育みたい資質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿をいう。

6. 施策の展開

基本方針1 乳幼児期の教育・保育の充実

幼児教育・保育施設は、乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら、安定した情緒のもとで「生きる力」の基礎をはぐくみます。

また、特別な配慮を必要とする乳幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズや発達の課題の把握に努めるとともに、遊びや生活上の課題の改善に向けて、適切な教育的支援を行います。

【重点施策1】 「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育・保育の充実

乳幼児期の子どもは、充実した生活や遊びを通して成長していきます。幼児教育・保育施設は、園児が身近な環境に主体的に関わり、考えたり、試したり、挑戦したりする力、友だちとさまざまな体験を重ねる中で、自分も友だちも大切にし、自己表現する力、心や体を十分に働かせて自らが健康で安全な生活をつくり出そうとする力など「生きる力」の基礎をはぐくむ乳幼児期の教育・保育の充実を図ります。

《現状及び課題》

- ・変化の激しい社会の中では、自ら見通しをもち、自分で考えて行動しようとする自立心、他者に対する思いやり、自らの体を十分に動かそうとする力等を基盤とし、失敗を恐れず挑戦しようとする意欲、最後まで諦めず取り組もうとする根気強さ、周囲の人やものに積極的に関わろうとする力の育成等が求められています。
- ・核家族化や少子化の進行、テレビゲーム、スマートフォンの普及に伴い、一人で遊ぶ子どもが増え、鬼ごっこなど友だちと関わって遊ぶ集団遊びの経験が不足したことで、子どものコミュニケーション能力の低下を招くなど、育ちにも変化が見られるようになってきています。
- ・日常生活において、さまざまな自然や季節の伝統行事を体験することが少なくなったことや地域住民との関わりも希薄になっていることから、幼児教育・保育施設は、多様な体験活動を通して、幼児が主体的に遊びに取り組める環境の構成や援助の工夫が一層求められています。
- ・近年、子どもの生活が夜型化し、朝食を摂らない子どもの増加など食生活や生活リズムの乱れが指摘され、乳幼児期の子どもの育成においては、規則正しい生活リズムと望ましい生活習慣を形成することの大切さが再認識されてきています。

《取組の方向性》

① 乳幼児期にふさわしい生活と遊びの充実

- ・乳児期の子どもは、身近にいる保育者から愛情豊かに関わってもらうことにより、情緒が安定するとともに人への信頼感が育ちます。幼児期の子どもは自発的な活動としての遊びを通して、心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていきます。幼児教育・保育施設は、「育みたい資質・能力」を踏まえ、さまざまな体験を通して、「いきいきと輝き自ら考えたり試したりするたくましい子ども」「のびのびと表現し自分も友だちも大切にできる心豊かな子ども」「すくすくと育ち自ら健康で安全な生活をつくり出すすこやかな子ども」の育成を目指し、遊びを通じた教育・保育の充実を図ります。

② 人との関わりの中ではぐくむ教育・保育の充実

- ・乳児期の子どもは、身近な保育者等との愛着を基盤にして、生活や遊びへ自ら関わろうとする気持ちが高まるようになります。保育者は、表情や体の動き、泣き、喃語などで自分の欲求を表現する姿を温かく共感し、受け入れ、関わることを通して、さまざまなものに興味や関心がもてるよう環境を整えます。幼児期の子どもは、友だちと関わる中で、さまざまな思いや考えに触れ、相手の立場に立って考え、思いやる気持ちが育ちます。また、互いの思いや考えを共有し、一緒に活動する楽しさを味わうことで、協力する大切さを学びます。
- ・幼児教育・保育施設は、園児が友だちと互いに思いや考えを伝え合いながら、共通の目的に向けて工夫したり協力したりして、最後までやり遂げる充実感が味わえるような援助の工夫に努めます。

③ 日常生活における体験活動の充実

- ・乳幼児期の子どもは、地域住民とあいさつしたり、言葉を交わしたりして大人などと交流することで、自分が見守られている安心感や、人と触れ合うことの喜びを感じるようになります。また、身近な自然の美しさや不思議さに気付き感動する体験や、小動物などさまざまな生き物と関わる体験を通して、自然の変化などを感じ取り、命の大切さに気付く体験をすることは大切です。幼児教育・保育施設は、地域の自然、人材、伝統や文化等の地域の教育資源を生かした体験活動を通して、園児が住む地域を愛する心をはぐくんでいきます。

④ 健康・安全な生活をつくり出す教育・保育の充実

- ・乳幼児期の子どもは、衣服の着脱、食事、排泄、睡眠、身の回りを清潔にするなど見通しをもった生活を送る力をはぐくむことが大切です。幼児教育・保育施設は、一人ひとりの健康状態や心身の発達状態を的確に把握し、その状態に応じた保育を展開することにより、健康で安全な生活をつくり出す教育・保育の充実を図ります。

《具体的取組》

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえたカリキュラムの充実

- ・「幼児教育・保育の手引き」（仮称）^{※3}の作成及び活用
- ・「大分市幼児教育・保育振興計画」の周知と計画の推進

【重点施策2】 特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実

幼児教育・保育施設は、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども、外国から帰国した子どもや日本語の修得に困難のある子どもなどが安心して自己を発揮できるよう、一人ひとりの実態に合わせた教育的ニーズや発達の課題を的確に把握する中で、個別の指導計画を作成し、子どもの特性に応じた支援に努めます。また、よりきめ細かな相談体制を整えることで、保護者への支援に努め、特別支援教育・保育の充実を図ります。

《現状及び課題》

- ・障がいのある園児など^{※4}への指導において、教職員の深い幼児理解のもと、園児一人ひとりの教育的ニーズに対応し、よりきめ細かに進めていくためには、専門的知識をもつ人材を育成することが求められます。また、医療機関やその他の専門機関との連携の強化が必要です。
- ・医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ体制を整備し、保護者や医療機関と連携する中で、一人ひとりに応じた支援を行う必要があります。
- ・海外から帰国した園児や生活に必要な日本語習得に困難があると思われる園児への支援は、生活、文化や言葉の違いからくる不安に寄り添い、保護者と連携した支援が必要です。
- ・すべての園児が、園生活や交流活動を通して、お互いを認め合い仲間として気持ちを通じ合うことを実感するなどにより、共に育ち合うことが大切です。

《取組の方向性》

① 園内体制の整備・充実

- ・障がいのある幼児などの受け入れを促進し、きめ細かな協力・相談体制をつくりながら、安全面の確保や施設の整備を推進します。
- ・幼児教育・保育施設は、特別支援教育・保育の実施にあたり、教職員の適正な配置をするとともにリーダー的役割を担う教職員を養成し、研修を充実させるなど園全体の支援体制を充実します。
- ・教職員は、特別支援教育・保育に関する理解を深めるとともに、専門性を高め、園児一人ひとりに応じた支援に努め、必要に応じて専門機関と連携し、支援の方針や内容の共有を図ります。
- ・医療的ケアの必要な園児に対する支援についての知識を深め、特別支援学校の教職員や保健師、看護師等専門的な職員との連携を深め、協力体制を構築していきます。

※3 乳幼児期の子ども一人ひとりの望ましい発達を促す教育・保育の充実を図るため、本市の乳幼児の育成に向けた取組の基本となる指針として策定予定のものをいう。

※4 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などのほか、行動面において困難のある園児で発達障がいの可能性のある園児をいう。（参考：幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）

② 教育・保育のニーズに応じた支援の充実

- ・ 幼児教育・保育施設は、障がいのある園児など一人ひとりの教育・保育のニーズや発達の課題の把握に努め、それらの課題の改善に向けて、適切な支援を行います。
- ・ 幼児教育・保育施設は、家庭や地域と連携を密にしながら、特別支援学校や医療・福祉等の専門機関とのさらなる連携を推進します。
- ・ 障がいのある園児などに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援教育・保育に関する講演会等の啓発活動の充実に努めます。

③ 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児への支援の充実

- ・ 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児一人ひとりの家庭の背景に応じ、指導や支援内容の工夫を教職員間で組織的かつ計画的に行い、全教職員で共通理解を深めます。
- ・ 教職員は、あいさつや簡単な言葉かけの中に母語^{※5}を使ったり、その園児の状況にふさわしい触れ合いをしたりするなど、園児の安心感につながる関わり方をしながら信頼関係を築くとともに、家庭との連携を図ります。

④ 特別支援学校等との交流促進

- ・ 幼児教育・保育施設は、園児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼児教育・保育施設の実情に応じて、特別支援学校や近隣の小学校の特別支援学級の児童との交流の機会を設けます。

《具体的取組》

- ・ 特別支援教育・保育コーディネーター^{※6}の育成
- ・ 個別の指導計画の作成
- ・ つながりファイル^{※7}や移行支援シート^{※8}を活用した小学校教育への接続
- ・ 特別支援教育・保育に係る各種研修会や講演会の実施
- ・ 巡回教育相談等相談体制の充実
- ・ 英語版等の園パンフレット作成及び活用
- ・ 園内の掲示物等への工夫（ユニバーサルデザインの導入）
- ・ 発達障がい児巡回専門員派遣事業^{※9}の活用
- ・ 保育所等地域療育等支援事業^{※10}の活用

※5 幼児期に周囲の人が話すのを聞いて、自然に習い覚えた最初の言語のことをいう。

※6 各幼児教育・保育施設における特別支援教育・保育の推進のため、主に、園内研修の企画・運営、関係諸機関・特別支援学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教職員をいう。

※7 医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有することにより、それぞれが適切な支援を行うとともに、一貫して繋がった支援を行うために作成するファイルのことをいう。

※8 就学前の支援内容を小学校・小学部入学時に円滑に移行するために作成するシートのことをいう。

※9 発達障がいに関する知識及び経験を有する臨床心理士等専門員が、幼児教育・保育施設を巡回し、教職員や保護者に対し、発達障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行う事業のことをいう。

※10 専門関係機関（発達医療センター等）が、幼児教育・保育施設の教職員に対し、発達障がい児の療育に関する技術の指導を行う事業のことをいう。

【重点施策3】 カリキュラム・マネジメントの充実

幼児教育・保育施設は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、地域の実情に応じ園児が充実した生活を展開できるカリキュラムを編成するとともに、園長のリーダーシップのもと、その計画が円滑に実施できているかを検証、評価して改善を図り、その内容をすべての教職員が共有しながら、組織的かつ計画的に教育・保育の質の向上を図ります。

《現状及び課題》

- ・幼児教育・保育施設においては、カリキュラムに基づいた保育の実施が行われてはいるものの、P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）サイクルの体制が整っていない施設も見受けられます。
- ・幼児教育・保育施設においては、教育・保育目標を達成するために、地域の実情と子どもの発達の特徴を踏まえたカリキュラムを編成し、計画性をもった適切な保育を行うことが求められています。
- ・平成29年度の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（定）では、質の向上に向けて、カリキュラム・マネジメント^{*11}を行うことが求められています。

《取組の方向性》

① 乳幼児期の子どもの発達の共通理解と実態把握

- ・乳幼児期の子どもは、自我が芽生え、自己中心の生活から、他者の存在を意識し、思いやり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、次第に同年齢での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へと移行していきます。教職員は、このような発達を共通理解し、実態把握に努めます。

② 幼児教育・保育施設や地域の実情を踏まえたカリキュラムの編成

- ・カリキュラムの編成にあたっては、各園や地域の実情を踏まえ、園児が充実した生活や遊びが展開できるよう創意工夫に努めます。

③ 評価・改善の実施

- ・幼児教育・保育施設におけるカリキュラムを効果的に展開するための指導計画を作成し、確実な実施に向けて、実践の振り返り及び評価を行い、定期的にカリキュラムの内容を点検し、修正を加えるなど指導計画のさらなる改善を行います。

^{*11} 全体的な計画や指導計画を立て、実施し、それが実際にうまく機能しているか評価しながら保育の見直しや改善を行うことをいう。

《具体的取組》

- ・「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえたカリキュラムの編成
- ・乳幼児期の子どもの発達に基づいたカリキュラムの評価・改善の実施
- ・カリキュラムの改善に向けた自己評価シートの活用
- ・「幼児教育・保育アドバイザー」（仮称）^{※12}の育成及び活用

※12 幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育・保育施設等を巡回し、教育・保育内容や指導方法、環境の改善等について指導や支援を行う者のことをいう。

基本方針２ 円滑な接続に向けた幼保小連携の推進

幼児教育・保育施設と小学校は、それぞれの教育・保育目標や指導の内容、方法等について情報を共有し、生活の連続性に配慮しながら、小学校以降の生活や学習への円滑な接続を推進します。

幼児教育・保育施設と小学校の教職員との交流においては、情報共有や意見交換等合同研修の機会を設けるなど、互いの教育・保育内容の理解や子どもの姿の共有化を図ります。

また、幼児教育・保育施設間で、これまでの研究の成果や課題を共有し、相互理解を深められるよう連携の推進に努めます。さらに、小学校は、児童と園児の保護者との交流機会を設けるなど、小学校入学に対する園児の保護者の不安解消に向けた取組を進めます。

【重点施策１】 園児と児童の交流活動の充実

幼児教育・保育施設と小学校は、園児と児童の思いやりの心、他者との接し方等社会性の基礎をはぐくむとともに、小学校就学に向けた園児の自信や期待を高め、安心感がもてるよう、異年齢交流やさまざまな人々との関わりを計画的に実施します。小学校は、児童と園児の活発な交流を進めるため、近隣の幼児教育・保育施設への積極的な働きかけを行います。

《現状及び課題》

- ・各校区において、園児と児童の交流活動は実施されていますが、校区内に多数の幼児教育・保育施設があり、交流が行き渡っていないケースもみられます。各校区の実情に応じた交流形態を工夫し、交流活動を活発にすることが求められています。

《取組の方向性》

① 小学校を中心とした校区内の幼児教育・保育施設と小学校との交流活動の充実

- ・小学校就学に向けた園児の自信や期待を高めるには、小学校の活動に参加する体験的な学校見学は意義のある活動です。また、児童にとっても、異年齢交流を図ることにより、思いやりの気持ちが育つなど、園児と児童の互いの育ちにつながる交流活動の充実を図ります。
- ・小学校は、校区の幼児教育・保育施設へ公開授業や学校行事等の情報を積極的に発信するとともに、幼児教育・保育施設を訪問するなど、各施設における教育・保育内容の理解に努めます。

《具体的取組》

- ・年間計画に基づく交流活動の充実
- ・体験的な学校見学の充実（授業体験、給食体験等）
- ・児童と園児の保護者同士の情報共有や意見交換会等の開催

【重点施策2】 幼児教育・保育施設間の連携の推進

幼児教育・保育施設は、教職員同士が交流し、互いの園の特色や教育・保育目標、地域の様子等について情報を共有し、相互理解を深めることで、連携の推進を図ります。

《現状及び課題》

- ・幼児教育・保育施設と小学校との縦のつながりについては、校区幼保小連携推進協議会の取組を通して深まってきていますが、互いの教育・保育内容を学び合う合同研修などを通じた横のつながりを強化する必要があります。

《取組の方向性》

① 園児同士の交流活動の推進

- ・幼児教育・保育施設は、他園の同年齢の友だちと交流する出会いの場において、互いの気持ちを伝え合い、折り合いをつける体験を通して、気持ちを調整する力を身につけるなど、望ましい人間関係づくりにつなげていきます。

② 教職員同士の交流と合同研修の推進

- ・幼児教育・保育施設は、教職員の資質の向上を図るために、互いの教育・保育を学び合う場を設け、交流活動の目的を共有するなど、合同研修の機会の拡充に努めます。

《具体的取組》

- ・園児同士の交流活動の実施
- ・教職員同士の合同研修の実施

【重点施策3】 幼児教育と小学校教育の相互理解に基づいた育ちや学びの接続

幼児期において、はぐくまれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、幼児教育・保育施設と小学校の教職員との情報共有や意見交換等合同研修の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しつつ、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育・保育内容や指導方法について相互理解を深めます。

《現状及び課題》

- ・小学校教育を先取りするのではなく、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して教育・保育を行うことが重要であることを踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することが大切です。
- ・校区幼保小連携推進協議会は、年に2、3回程度開催され、それぞれの教育・保育を相互理解する場となっており、小1プロブレム解消に一定の成果をあげてきました。今後は、

小学校教育への円滑な接続に向けて、学校長や園長のリーダーシップのもと、協議会の内容をさらに充実させていく必要があります。

- ・ 幼保小連携推進研究園による公開研究発表会は、幼児教育・保育施設と小学校の教職員が、幼児理解や保育の内容等学ぶ機会となっており、今後は、さらに充実させていくことが必要です。

《取組の方向性》

① 発達を踏まえた接続カリキュラムの編成

- ・ 幼児教育・保育施設は、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校教育への円滑な接続に向けたカリキュラムを編成するため、「幼児教育・保育の手引き」（仮称）を活用し、幼児教育から小学校教育へのつながりを強化します。

② 校区幼保小連携推進協議会における合同研修の充実

- ・ 幼児教育・保育施設と小学校の教職員同士が、校区幼保小連携推進協議会を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児教育と小学校教育の相互理解に向けた意見交換や互見保育・授業の機会を設けます。
- ・ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方を実践研究し、公開保育や情報交換会等を通じて、その成果や課題を情報提供し、共有します。
- ・ 幼保小連携推進研究園の拡充に取り組むことにより、多くの幼児教育・保育施設と小学校の教職員が関われるよう努めます。

《具体的取組》

- ・ 「幼児教育・保育の手引き」（仮称）の作成及び活用
- ・ 校区幼保小連携推進協議会における合同研修の充実（互見保育・授業等）
- ・ 公開研究発表会における幼保小連携推進研究園の拡充
- ・ 公開研究発表会等の情報発信
- ・ オープンスクールデー等の活用

基本方針3 家庭や地域と連携・協働した幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育施設は、家庭や地域住民の教育・保育への関心を高め、開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進のため、積極的な情報の提供や発信に努めるとともに、地域の教育資源を生かした体験活動を通じて教育・保育の充実に努めます。

また、子育ての孤立化、不安感や負担感の増大が指摘される中、乳幼児のすこやかな成長には、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てをすることが大切です。幼児教育・保育施設は、地域の幼児教育・保育のセンター的役割を果たし、家庭や地域と協力して、子どもの成長を促すために、目的や方向性、情報等を共有した取組を行い、家庭や地域全体の教育力の向上及び地域の活性化を図るとともに、子育て支援の充実に努めます。

【重点施策1】 開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進

幼児教育・保育施設は、園児の活動の様子や教育・保育方針を積極的に情報発信するとともに、園児が地域の行事に参加したり、地域住民を園の行事に招待するなど地域との交流を図ることで、開かれた園づくりを進めます。また、こうした取組を通して、家庭や地域と育ってほしい子どもの姿を共有することで、信頼される園づくりをめざします。

《現状及び課題》

- ・ 幼児教育・保育施設は、さまざまな地域の人とネットワークをつくり、地域に開かれた園として利用しやすい子育て支援活動を実施していくことが求められています。
- ・ 幼児教育・保育施設は、信頼される園づくりを推進していくために、教育・保育方針やそれに基づいた活動等園の情報を家庭や地域住民へ積極的に発信することが大切です。また、園のさまざまな活動は、地域の実情や保護者のニーズを把握し、家庭や地域と連携・協働して行うことが重要です。

《取組の方向性》

① 情報発信や公開保育等の充実

- ・ 幼児教育・保育施設は、家庭や地域に開かれた園となるため、教育・保育方針、園での生活や遊びの様子等を、保護者をはじめ地域住民に公開し、理解されることが大切です。そのため、オープンスクールの実施や園だより等を通して、積極的な情報発信に努めます。また、家庭や地域住民と協力して園行事を行うなど、つながりを深めます。

- ・情報発信に際しては、個人情報の取扱いに十分配慮する必要があるため、入園式等の機会を捉えて保護者に個人情報の取扱いに係る説明を行います。

② 園評価の推進

- ・幼児教育・保育施設は信頼される園となるため、教育・保育の一定基準のもとで、教職員による園の自己評価及び地域代表や保護者等による関係者評価の充実を図ります。
- ・園運営に関する外部の専門家等からの意見で明らかになった課題等を改善するため、教育・保育の質の向上に結び付ける第三者評価^{※13}の導入を検討します。

《具体的取組》

- ・園生活の様子など教育・保育内容の発信（園だより、ドキュメンテーション等）
- ・ホームページや子育て支援サイト naana（なあな）^{※14}等での情報発信
- ・園の行事や公開保育等への家庭や地域住民の参加促進
- ・家庭や地域住民と協力して行う地域の特性を生かした交流活動の充実
- ・第三者評価の導入の検討

【重点施策 2】 地域の教育資源を生かした幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育施設は、地域の自然、人材、伝統や文化等、地域の教育資源を積極的に活用した多様な体験活動を通して、園児の協調性や人と関わる力を育成するとともに、自分が住む地域への愛着や郷土愛をはぐくみます。

《現状及び課題》

- ・日常生活においては、自分の住んでいる地域の自然、人材、伝統や文化等に触れたり、体験したりすることでさまざまな力を獲得していきませんが、近年、地域の伝統行事に参加したり、身近な自然に触れたりするなど、感性を豊かにする体験の機会が少なくなっています。
- ・核家族化や地域における人間関係の希薄化、少子化等の社会環境の変化により、親以外の大人や異年齢児と触れ合う機会が減少しています。
- ・近年、子どもの安全を脅かす災害や犯罪、事故等の事案が多発しており、防災・防犯対策や交通安全対策等、地域と連携した園児の安全確保が重要となっています。

《取組の方向性》

① 地域の自然や施設を生かした体験活動の充実

- ・地域を探索し、地域の自然やさまざまな施設での体験を通して、地域がもつ魅力や素晴

※13 幼児教育・保育施設が子どもや保護者の立場に立って良質かつ適切な幼児教育・保育が提供できているかを当事者（園及び利用者）以外の公正・中立な外部の専門家等第三者（機関）が、専門的かつ客観的な立場から行う評価のことをいう。

※14 子育てに関する行政情報や子育てサークル、民間のイベント情報等を発信している大分市の子育て専門サイトのことをいう。サイトの中には、会員制コミュニケーションサイト「おしゃべり naana」があり、ママ友・パパ友を探したり、日記を書いたり、気軽に情報交換することができる機能がある。HP アドレス <https://www.naana-oita.jp/>

らしさを味わい、心が動かされる活動の充実を図ります。

② 地域の人材を生かした体験活動の充実

- ・優れた知識や技能、経験や特技をもつ地域の人材を活用し、おてだま、けん玉、こままわしなど伝統的な遊びや、竹とんぼや紙ひこうき作り等の体験活動を充実します。

③ 地域住民との交流活動の充実

- ・園児が地域の行事に参加したり、地域住民が園行事に参加したりする交流活動や園内外の畑で野菜等育てる栽培体験、収穫した野菜を使った調理体験を通じた食育活動等、地域や幼児教育・保育施設の実情を踏まえ、交流目的を共有しながら家庭や地域住民と連携・協働した活動の充実を図ります。

④ 異年齢・異世代の人々との交流の充実

- ・幼児教育・保育施設は、園児の人と関わる力を育成するため、家庭や地域住民の協力を得て、小中学生や高齢者等異年齢・異世代の人々との交流の充実に努めます。

⑤ 地域や関係機関と連携した園児の安全確保

- ・園児を災害や犯罪等から守るため、地域や関係機関と連携し、防災・防犯情報を収集し、発信するとともに、合同避難訓練を実施します。

《具体的取組》

- ・「地域お出かけマップ」^{※15}の作成
- ・地域住民との計画的な交流活動の実施
- ・伝統的な遊びやものづくりの名人との交流及び体験活動の実施
- ・高齢者福祉施設等との交流活動の実施
- ・小中学生との交流会や職場体験の実施、高校生のボランティア活動等の受け入れ
- ・大分市防災メール、まもめーる^{※16}の活用促進
- ・家庭や地域住民との防災・防犯情報の共有
- ・地域住民との合同避難訓練等の実施

※15 園児が周辺散策する地域（半径1km程度）にある地域の教育資源（自然、人材、伝統や文化、公共施設等）や、安全に関する情報を表示した地図のことをいう。

※16 大分県警察本部及び警察署から地域の安全に関する情報を配信するサービスのことをいう。

【重点施策3】 子育て支援の充実

幼児教育・保育施設は、園児の保護者はもとより、地域の子育て家庭を積極的に支援するため、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関と保護者とをつなぐなど、子育て支援の一層の充実を図ります。

《現状及び課題》

- ・子ども・子育て支援事業計画である「すくすく大分っ子プラン」に掲げる地域子ども子育て支援事業として、乳幼児期の教育・保育の提供をはじめ、乳幼児とその保護者を対象とした、一時預かり事業、子育てファミリー・サポート・センター事業、乳児家庭全戸訪問事業等、さまざまな支援を行なっています。
- ・少子化・核家族化の進行等により、家庭や地域で子育てに関する相談相手が少なくなったことで、子育てに対する不安や悩みを抱え込む保護者が増加しています。
- ・幼児教育・保育施設は、関係機関や地域等と連携しながら、各家庭のニーズに応じた適切な支援を行っていくことが大切です。

《取組の方向性》

① 幼児教育・保育施設のセンター的役割の推進

- ・幼児教育・保育施設は、園児の保護者をはじめ、地域の子育て家庭を積極的に支援するため、子育て相談や講演会の実施、子育て支援サービスに関する情報提供、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、民生委員・児童委員、地域の子育てサロン、こどもルーム等の地域の関係者や関係機関と連携することにより、地域の幼児教育・保育のセンター的な役割を一層推進します。

② 親育ち、子育てのための家庭環境づくりの推進

- ・子どもたちのすこやかな成長には、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てをすることが大切です。幼児教育・保育施設は、「親と子が共に育つ」という視点から、さまざまな学習の機会や同世代の親子との交流の機会を提供し、保護者自身が子育てを振り返り、子育てに不安や孤立感を抱かないよう、保護者の気持ちに寄り添い、必要な支援を行います。
- ・幼児教育・保育施設は、園児が一日を通して健康的で充実した生活を送れるよう、保護者との相互理解を図り、園生活と家庭生活との連続性を考慮しながら保育を行います。また、保護者自身が、乳幼児期からの規則正しい生活リズムや望ましい生活習慣の形成の大切さに気付き子育てに生かせるよう支援します。

③ 子育て支援に関するネットワークづくりの推進

- ・子どもたちのすこやかな成長には、家庭を基本としながら、地域のさまざまな人々の協力のもと、地域で守り育てる環境が大切なことから、地域で子どもを育てるネットワークづくりを促進します。また、子育てに不安を感じている保護者を地域で支えるため、

地域の民生委員・児童委員や主任児童委員、自治会や地域住民が実施する子育てサロン等と連携し、育児相談を行うなど、地域における子育て支援の充実を図ります。

《具体的取組》

- ・親子が集う会や遊びの場の充実
- ・子育て支援サイト naana（なあな）や子育て応援ガイドの活用促進
- ・地域の人材や教職員による子育て相談会や講演会の実施
- ・保護者のニーズに応じた相談体制の推進（専門機関、地域の関係機関や関係者との連携）
- ・地域の専門機関や地域の主任児童委員等との連携促進

基本方針4 幼児教育・保育施設の教職員の資質の向上

教職員は、教育・保育に携わる者としての責任感や使命感、深い乳幼児理解を基盤とし、協力して総合的な指導を展開する力、多様な保育ニーズに対応する力を養うことが求められていることから、幼児教育・保育施設においては、園内・園外における各種研修の充実を図るとともに、日々の保育や生活の中においても、教職員の資質の向上に努め、専門性の向上を図ります。

【重点施策1】 実践的指導力の向上を図る園内研修の充実

教職員は、保育実践を通じた教職員間での主体的な学び合いにより、知識及び技能の向上を図るとともに、教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験をもつ人材を活用するなど、実践的指導力の向上を図ります。

《現状及び課題》

- ・ 幼児教育・保育施設においては、教職員が子どもの発達等に対する理解を深め、教育・保育の専門性を高めることで、園児一人ひとりの発達の課題や教育的ニーズに対応し、よりきめ細かな指導が行えるよう、園内研修の充実を図ることが必要です。
- ・ 実践的指導力の向上を図るためには、保育実践後の振り返りのプロセスを重視し、明日の保育の工夫・改善につなげるなど、園内研修の質を高めていくことが大切です。
- ・ 効果的な園内研修を行うためには、園長のリーダーシップのもと、組織的かつ計画的な研修の機会を設け、研修内容の充実を図るとともに、園内研修を通じて園の課題等を教職員で共有し、園経営の充実に努めることが大切です。

《取組の方向性》

① 園内研修の充実

- ・ 園内研修においては、園の現状や課題を教職員間で共有するとともに、園の教育・保育課題に基づくテーマに即した講師等の招へいや教育・保育関係資料の活用等、研修内容や方法の工夫により、教職員自身の専門性を高め、実践的指導力の向上を図るよう努めます。

② 保育実践から学び合う園内研修

- ・ 園長のリーダーシップのもと、教職員自らの課題を把握し、他の教職員の考えや助言を受け、自身の保育を振り返ることにより、創意工夫をくり返しながら実践的指導力を高めていく園内研修を計画的に行います。

③ 園経営の充実に向けた園内研修

- ・園長は、保護者や地域の方の意見やアンケート等から園経営の課題を把握し、教職員と課題を共有していくことが大切です。また、園の教育・保育課題の解決に向け、国のガイドライン等に示されている基本的知識を学び直すなど、園経営の充実に向けた園内研修に取り組みます。

《具体的取組》

- ・「幼児教育・保育アドバイザー」（仮称）の育成及び活用
- ・「幼児教育・保育の手引き」（仮称）の作成及び活用
- ・国から示されたマニュアルやガイドラインの活用

【重点施策2】 園外研修の活用による専門性の向上

教職員は、職歴や経験年数に応じた園外研修や他の幼児教育・保育施設の研究発表会等に参加し、幼児教育・保育の専門家としての確かな力量を高めます。

《現状及び課題》

- ・教職員は、教育・保育の質の向上のため、さまざまな職歴に応じた研修やスキルアップを目的とした研修に参加することは大切です。
- ・園長は、教職員の資質の向上のため、職歴に応じた内容の研修に積極的に参加できるような職場環境の確保に努めることが求められています。
- ・研修に参加した教職員が研修で学んだ内容を施設の教職員で情報共有できるような報告会等の取組が求められます。

《取組の方向性》

① 研修体制の充実

- ・園長は、教職員の職歴や経験年数に応じた研修内容や受講回数等を明確にして、体系的計画的な研修機会を確保します。

② 研修の成果の共有化

- ・園長は、園外研修に参加した教職員の園内での研修報告会等を通し、研修の内容を自園の教職員と共有できるよう報告体制の強化に努めます。

《具体的取組》

- ・特別支援教育・保育等専門性の向上に関する研修や職歴や経験年数に応じた研修の活用
- ・公開研究発表会等園外研修への積極的な参加及び情報の共有
- ・市が主催する資質向上に向けた研修の充実

【重点施策3】 自己研鑽及び自己評価の推進

教職員は、自ら人権感覚や倫理観を磨き、豊かな人間性を養うとともに、日々の保育実践を踏まえた自己評価を行い、保育の改善に生かすなど自ら学び続けることが大切です。また、園長は、リーダーシップを発揮し、各自の研鑽や評価を推進していく体制づくりや意識啓発にも取り組んでいきます。

《現状及び課題》

- ・教職員は、教育・保育に携わるその職責を自覚するとともに、人権感覚や倫理観を自ら磨くなど、自己研鑽に努めることが大切です。
- ・教職員は、教育・保育を通して子どもが変容する姿をとらえ、自らの保育実践を振り返る自己評価を積極的に行うことが、園全体の教育・保育の質の向上に有効であることを認識することが大切です。

《取組の方向性》

① 自己研鑽の推進

- ・家庭や地域住民をはじめとするさまざまな人々との積極的な交流、優れた芸術・文化や美しい自然とのふれあい、スポーツや読書、ボランティア活動等を通し、豊かな人間性の向上に努めます。

② 自己評価の推進

- ・乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであることをすべての教職員が認識し、その職責を果たすために、自らの保育実践を振り返る自己評価を行い、専門性の向上に努めます。

《具体的取組》

- ・スキルアップに向けた研修等への自主的な参加
- ・ボランティア活動や地域活動等への自主的な参加
- ・自己評価シートの活用

基本方針5 市立施設と私立施設の連携推進と振興

子育て環境が大きく変化する中、幼児教育・保育施設に期待される役割は、ますます大きなものとなっています。

こうした中、地域の市立施設と私立施設は、互いの特色を理解し、一層連携・協調を図りながら、質の高い教育・保育の提供と地域における子育て支援機能の充実に努めます。

特に、市立施設においては、本市の教育・保育の諸課題や先進的な研究を行い、その成果や課題を、市内のすべての幼児教育・保育施設に情報発信し、共有することにより、教育・保育の質の向上に努めます。

また、市立施設と私立施設は、家庭や地域の求めるニーズに十分応えていけるよう、ハード・ソフト両面から保育環境の充実及び振興を図ります。

【重点施策1】 市立施設における拠点施設機能の充実

市立の幼稚園と保育所は、教育・保育を取り巻く諸課題やニーズに対する先進的な実践・研究を行い、その成果や課題を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有を図ります。また、市立の幼稚園と保育所の一体化による認定こども園化を進め、地区公民館区域における拠点施設として担う役割を効果的に果たし、保育環境の充実を図ります。

《現状及び課題》

- ・市立幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、「生きる力」の基礎をはぐくむスタンダードな教育の充実に努めています。また、市立保育所では、保護者の就労等の理由により、保育を必要とする子育て家庭の乳幼児に対して、保育所保育指針に基づき、安全かつ安心な保育環境のもと、養護と教育の一体的な提供に努めています。今後は、市立の幼稚園と保育所の一体化を図り、保護者の就労等の状況に関わらず利用できる認定こども園として、公的施設が担う役割を果たしていくことが求められています。
- ・市立幼稚園では、園児数の減少が続いており、望ましい集団活動ができる規模の確保が必要となっています。
- ・私立の幼児教育・保育施設と一層連携・協調しながら、これまで培ってきた専門的な知識や技術、経験をもとに、市内の幼児教育・保育施設等に対する支援の充実や教職員の育成、特別な配慮を必要とする子どもへの保育、幼保小の連携の充実、地域における子ども・子育て支援の拡充等を積極的に図ることで、本市全体の教育・保育の質を高める役割が求められています。

《取組の方向性》

① 幼児教育・保育の質の向上と人材育成

- ・本市における教育・保育を取り巻く諸課題やニーズに対する先進的な実践・研究を行い、その成果や課題を、公開研究発表会等を通じて私立の幼児教育・保育施設と共有するとともに、必要に応じて実践的な保育指導等の支援を行います。
- ・私立の幼児教育・保育施設が取り組んでいる実践・研究の成果や課題を情報収集し、幼児教育・保育施設に情報提供します。

② 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育の充実

- ・発達障がいや知的障がい等の特別な教育的支援を要する子どもや医療的ケアの必要な子どもへの適切な指導や支援を充実させ、その支援の在り方等を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有します。
- ・海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもが、集団生活に適應できるよう計画的な指導内容や指導方法を工夫するとともに、その内容や方法を私立の幼児教育・保育施設に情報提供し、共有します。

③ 小学校教育への円滑な接続に向けた幼保小連携の充実

- ・幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方を実践・研究し、公開保育や情報交換会等を通じて、その成果や課題を情報提供し、共有します。

④ 地域における子育て支援の拠点機能の拡充

- ・地域の子育て家庭に遊びの場や保護者の交流の場を提供するとともに、教職員の専門性を生かして、保護者からの日々の子育てに関する相談や専門機関への紹介等さまざまな子育て相談に応じます。
- ・私立の幼児教育・保育施設と、地域の自治会や、子育て支援に取り組んでいる民生委員・児童委員、主任児童委員等の関係者、保健所、子ども家庭支援センター等の関係機関とをつなげるコーディネーターとしての役割を担います。

⑤ 幼児教育・保育の機会均等の確保

- ・幼児教育・保育施設が十分でない地域においては、市立の施設がその役割を担います。

《具体的取組》

- ・市立の幼稚園と保育所の一体化に向けた相互理解を深めるための合同研修等の実施
- ・「幼児教育・保育の手引き」（仮称）の作成及び活用
- ・幼保小連携に関する研究の成果や課題の発信による情報の共有
- ・子育てサロン、公民館活動等地域の関係機関への支援の充実
- ・民生委員・児童委員等地域の関係者と連携した子育て家庭への支援の充実
- ・地域の子育て支援活動の現状把握と私立の幼児教育・保育施設への情報共有の推進
- ・「幼児教育・保育センター」（仮称）^{※17}の設置に向けた検討

※17 幼児教育・保育の質の向上に向けて、研修機能の充実、特別支援教育・保育の充実、幼保小連携の推進、教育・保育に関する相談機能の充実等を図ることを目的とした本市の幼児教育・保育の拠点施設をいう。

- ・市立の幼稚園と保育所が一体化し、認定こども園になるまでの過渡期における市立の幼稚園の多年制保育、預かり保育の拡大に向けた検討

【重点施策 2】 私立施設の振興

私立の幼児教育・保育施設は、建学の精神による教育や特色のある保育内容の充実など、私立ならではの独自性を生かし、保護者ニーズに応じた多様な手法による教育・保育を提供しており、引き続き、子どもたちに良質な教育・保育を提供するために私立施設の振興を図ります。

《現状及び課題》

- ・私立幼稚園及び保育園が認定こども園への移行を検討する場合や、私立幼稚園が子ども子育て支援新制度の適用を受ける幼稚園への移行を検討する場合には、各園が保護者や地域の状況等を踏まえ、自らの意思で的確に判断できるよう情報提供や相談等の支援を行うことが必要です。
- ・保護者が安心して子どもを預けられるよう、開設して間もない私立施設に対する運営面や保育の内容に関する支援が必要です。
- ・昨今の保育ニーズの高まり、特に3歳未満児の高い保育ニーズに応えるために、私立幼稚園における2歳児保育の実施や小規模保育事業所の併設等による3歳未満児の受入れが期待されています。
- ・私立施設が効率的かつ安定的な園経営を図るため、施設の老朽化等による施設整備や教育・保育の質の向上のための環境整備、園児の安全確保に必要な防犯対策整備等を進めることが必要です。

《取組の方向性》

① 私立の幼児教育・保育施設の認定こども園等への移行支援

- ・私立幼稚園からのさまざまな相談への対応や助言等を行うとともに、認定こども園や子ども・子育て支援新制度の適用を受ける幼稚園への移行の意向調査を実施して希望の把握に努めます。
- ・私立の幼稚園や保育所の認定こども園への移行を支援するため、国の認定こども園整備事業等を活用して施設整備に係る費用の一部を助成します。

② 訪問支援、発達障がい児巡回相談による支援の充実

- ・幼児教育・保育施設を訪問し、教職員のスキルアップや保護者への適切な対応方法、安全管理等に関する支援や助言を行います。
- ・発達障がい児巡回相談を行うことにより、特別な配慮を必要とする子どもなどへの適切な指導や援助の方法等に関する助言を行います。

③ 私学助成を受ける私立幼稚園の保育料の保護者負担軽減

- ・私学助成を受ける幼稚園（新制度の適用を受ける幼稚園を除く）への就園を希望する保護者が、所得や世帯の状況に関わらず、保護者が希望する幼稚園等を選択できるよう保護者の負担軽減を図ります。

④ 幼稚園等における預かり保育（一時預かり事業）への支援

- ・幼稚園等において、長時間の保育が必要な子どもの受け入れなど、多様な保育ニーズへの対応のため、幼稚園等に対する預かり保育に係る経費の一部を支援します。

⑤ 私学支援の推進

- ・私立施設の要請に応じ、研修の場へ講師を派遣したり、教職員等が参加できる各種研修会を拡充するなど、私立施設が取り組む教育・保育研究への支援の充実に努めます。

⑥ 各種補助事業の充実

- ・学校法人及び社会福祉法人等が設置する認定こども園、保育園等の新築・改築又は増改築等の施設整備補助や防犯対策整備補助等の各種補助事業の充実に努めます。

《具体的取組》

○各種事業の推進

- ・保育所等巡回支援事業
- ・発達障がい児巡回専門員派遣事業
- ・就園奨励費補助事業
- ・一時預かり事業
- ・私立学校振興費補助事業
- ・保育所等整備補助事業

【重点施策 3】 市立施設と私立施設の連携

市立施設と私立施設は、相互の連携を一層図り、教育・保育に関する現状と課題についての情報を共有し、相互理解を深めることで、教育・保育の更なる充実に努めます。

《現状及び課題》

- ・幼児教育・保育施設は、各園が地域における子育て支援のセンター的役割を果たしています。今後は、近隣の幼児教育・保育施設が互いに地域の実情やニーズ等の情報を共有し、意見交換を行うことで、子育て支援活動の質の向上をめざすことが必要です。
- ・本市全体の教育・保育の質の向上という観点から、市立施設と私立施設がより連携・協調し、互いの教育・保育の方針や取組の特色を理解し、交流を深めていくことが重要です。また、地域の子育て家庭へ効果的な支援を行うために、市立と私立の合同研修の実施等研修機会の確保が求められています。

《取組の方向性》

① 子育て家庭を支えるための幼児教育・保育施設の連携強化

- ・ 幼児教育・保育施設は、地域の子育て家庭を支援するため、近隣の小学校や幼児教育・保育施設と連携しながら、子育て支援活動を行うための手法や情報の共有を図ることにより、子育て支援のさらなる充実を図ります。その際、子育て支援の担当者が集まる機会を設けたり、校区幼保小連携推進協議会の場を活用して意見交換する機会を設けるなど、地域における幼児教育・保育施設の連携強化を図ります。

② 合同研修の充実

- ・ 幼児教育・保育施設は、教職員の資質の向上を図るために、合同研修の充実に努めます。合同研修においては、教職員が、互いの教育・保育を学び合う機会を設け、今後の教育・保育の在り方について協議し、本市全体の教育・保育の質の向上に努めます。

《具体的取組》

- ・ 各幼児教育・保育施設の子育て支援担当者による意見交換会の実施
- ・ 各種研究会における公開研究発表会による成果と課題の情報共有
- ・ 市が主催する合同研修の機会の提供

用語解説

※五十音順

読み	用語	解説	掲載ページ
イ	移行支援シート	就学前の支援内容を小学校・小学部入学時に円滑に移行するために作成するシートのことをいう。	P.10
カ	カリキュラム・マネジメント	全体的な計画や指導計画を立て、実施し、それが実際にうまく機能しているか評価しながら保育の見直しや改善を行うことをいう。	P.11
コ	子育て支援サイト naana (なあな)	子育てに関する行政情報や民間のイベント情報等を発信している大分市の子育てサイトのことをいう。 サイトの中には、 会員制コミュニケーションサイト「おしゃべり naana」 があり、ママ友・パパ友を探したり、日記を書いたり、気軽に情報交換することができる機能がある。 HP アドレス https://www.naana-oita.jp/	P.17 P.19
シ	障がいのある園児など	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などのほか、行動面において困難のある園児で発達障がいの可能性のある園児をいう。（参考：幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）	P.9
タ	第三者評価	幼児教育・保育施設が子どもや保護者の立場に立って良質かつ適切な幼児教育・保育が提供できているかを当事者（園及び利用者）以外の公正・中立な外部の専門家等第三者（機関）が、専門的かつ客観的な立場から行う評価のことをいう。	P.17
チ	地域お出かけマップ	園児が周辺散歩する地域（半径1 km程度）にある地域の教育資源（自然、人材、伝統や文化、公共施設等）や、安全に関する情報を表示した地図のことをいう。	P.18
ツ	つながりファイル	医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が保護者と必要な情報を共有することにより、それぞれが適切な支援を行うとともに、一貫して繋がった支援を行うために作成するファイルのことをいう。	P.10
ト	特別支援教育・保育コーディネーター	各幼児教育・保育施設における特別支援教育・保育の推進のため、主に、園内研修の企画・運営、関係諸機関・特別支援学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教職員をいう。	P.10

読み	用語	解説	掲載ページ
ハ	幼児教育・保育において「育みたい資質・能力」	(1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」 (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」 (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」をいう。	P.5
	発達障がい児巡回専門員派遣事業	発達障がいに関する知識及び経験を有する臨床心理士等専門員が、幼児教育・保育施設を巡回し、教職員や保護者に対し、発達障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行う事業のことをいう。	P.10
ホ	保育所等地域療育等支援事業	専門関係機関（発達医療センター等）が幼児教育・保育施設の教職員に対し、発達障がい児の療育に関する技術の指導を行う事業のことをいう。	P.10
	母語	幼児期に周囲の人が話すのを聞いて、自然に習い覚えた最初の言語のことをいう	P.10
マ	まもめーる	大分県警察本部及び警察署から地域の安全に関する情報を配信するサービスのことをいう。	P.18
ヨ	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	平成30年4月に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で新たに示されたねらい及び内容に基づいて、各幼児教育・保育施設で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、教育・保育において育みたい資質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿をいう。	P.6
	幼児教育・保育アドバイザー	幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育・保育施設等を巡回し、教育・保育内容や指導方法、環境の改善等について指導や支援を行う者のことをいう。	P.12
	幼児教育・保育センター	幼児教育・保育の質の向上に向けて、研修機能の充実、特別支援教育・保育の充実、幼保小連携の推進、教育・保育に関する相談機能の充実等を図ることを目的とした本市の幼児教育・保育の拠点施設をいう。	P.24
	幼児教育・保育の手引き	乳幼児期の子ども一人ひとりの望ましい発達を促す教育・保育の充実を図るため、本市の乳幼児の育成に向けた取組の基本となる指針として策定予定のものをいう。	P.9